平成２０年（フ）第９０９０号
大阪府箕面市稲１丁目５番18号、前住所大阪市福島区福島５丁目６番38―1006号
破産者　石井　康晴
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９１２２号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1305号
破産者　西野　文雄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９３７７号
堺市北区常磐町１―１―２―121
破産者　西　　倫子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９６９８号
大阪府高槻市上土室１丁目７番１―204号、開始決定時の住所大阪府高槻市宮田町２丁目31番４号
破産者　マツモト・エンジニアリングこと　松本　宗哲
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５８号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番１―201号
破産者　小坂　剛士
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９号
大阪市中央区和泉町２丁目４番９号601、前住所大阪市中央区南久宝寺町２丁目４番７―1702号
破産者　岡﨑　陽一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３号
大阪市平野区長吉六反５丁目１番36―503号、開始決定時の住所大阪市平野区喜連西２丁目11番41号カラオケ喫茶はる内
破産者　カラオケ喫茶はること　坂本　順子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５号
大阪府枚方市交北３丁目９番32―309号
破産者　東　啓一郎
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２６６号
大阪市東住吉区杭全２丁目９番５―504号
破産者　平山　喜栄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３８５号
大阪市都島区御幸町２丁目８番７―502号
破産者　北田　明信
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７０２号
奈良市中町4036番地の13
破産者　正木　武夫
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８６７号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番19―304号、開始決定時の住所大阪市平野区加美鞍作２丁目７番33号
破産者　土田　豊稔
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８６８号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番19―304号、開始決定時の住所大阪市平野区加美鞍作２丁目７番33号
破産者　土田　道子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０３８号
大阪府豊中市千里園２丁目４番20―301号
破産者　田中　正一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１７９号
大阪府東大阪市客坊町１番12号
破産者　藤本　佳子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３８６号
大阪市浪速区日本橋３丁目４番９―1107号、前住所兵庫県伊丹市安堂寺町４丁目53番地の７
破産者　樋渡　　治
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４２６号
大阪府茨木市新郡山２丁目22番102号、開始決定時の住所大阪府茨木市郡３丁目16番11号
破産者　登野　　光
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５１３号
大阪府交野市星田９丁目40番23号
破産者　安井　郁男
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部